

訂正とお詫び

【INPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、テキスト（INPUT編）の記述につき、下記の箇所において誤りが判明いたしました。誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛けいたしますが、お手元のテキストを訂正していただきますようお願ひいたします。

【不登法I】

頁数	場所	誤	正
343	②ア	ア B の相続放棄申述受理があつたことを証する情報を提供しても <u>Cが単独</u> で更正登記を申請することはできない	<p><u>Cが単独</u>で更正登記を申請することができる（令5.3.28第538号）</p> <p>「年月日 <u>相続放棄</u>」</p> <p>年月日：相続の放棄の申述が受理された年月日</p> <p>【登記原因証明情報】</p> <p>相続放棄申述受理証明書及び相続を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）</p>
351	（4） 最終行	遺言書を提供しても、 <u>丙から</u> <u>の単独申請</u> は認められない	<p>遺言書を提供して、<u>丙から</u> <u>の単独申請</u>することができる</p> <p>（令5.3.28第538号）</p> <p>「年月日 <u>特定財産承継遺言</u>」</p> <p>年月日：特定財産承継遺言の効力の生じた年月日</p>